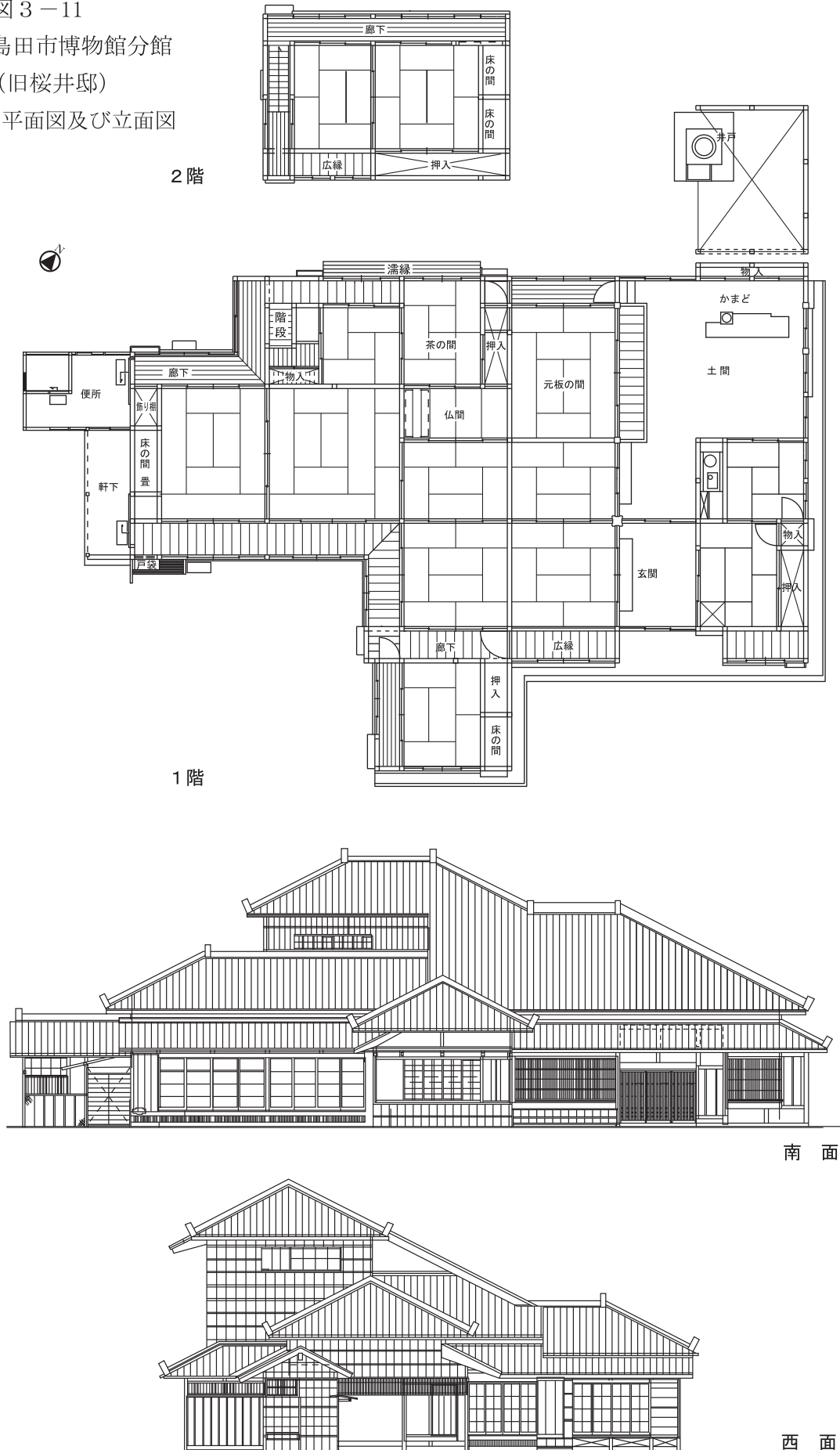


図3-10 十番宿平面及び立面図

No 名称	N-15 島田市博物館分館 (旧桜井邸)	玄関の東側には、かつて女中部屋に使った2間の座敷があり、その北側は土間でカマドのある炊事場となっている。玄関西側には2間の座敷があり、その北側は土間に面した板の間で、さらにその東側には壁を挟んで茶の間と仏間になっている。また東奥は12畳半の2間の座敷が東西に並び、さらに床の間を持つ奥座敷へと続く。このほか母屋1階の中心部分から南に床の間のある座敷へとつながっている。2階は2間の座敷で、床の間を設けた数寄屋風の造りである。
構造	木造 2階建	軒下に庇が巡り、庇の下に廊下や広縁が設けられている。玄関前の東側には赤松を中心とした坪庭があり、板塀を挟んで街道に面した西側には、小川を引き込んで、高木を配した茶庭がある。
寸法	間口5間半×奥行4間	かつての所有者は、明治以降に酒造業、金融業を営んでいたようで、明治24年(1891)建築のこの屋敷もそうした性格を反映した数寄屋風建築となっている。
間取り	1階 12.5畳(1)、10畳(1) 8畳(2)、6畳(5)、 4.5畳(2)、3畳(1) 2階 6畳(1)、8畳(2)	
屋根	寄棟、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	ガラス戸	
整備年	平成11年(1999)	
所有	市	

図3-11
島田市博物館分館
(旧桜井邸)
平面図及び立面図



No名称	N-19 塚本家住宅	<p>北西に位置する8畳間は床が他より一段上がった上段の間と呼ばれ、床の間と仏壇が設けられている。建物北側には小川を引き込んだ庭もある。</p> <p>塚本家所蔵の『御拝領日記』(元禄15年(1702))には、大名の接待についての記録があり、このころには茶屋本陣として利用されていたと考えられる。仏間には金谷西照寺の住職で福田半香に絵を学んだ木村半雨(1843～76)の襖絵が残っている。番宿の家並みから60mほど隔てているが、川越遺跡に続く(東から見れば基点となる)家並みの一角を形成している。</p>
構造	木造 平屋建	
寸法	間口5間半×奥行4間	
間取り	8畳(3)、6畳(1)	
屋根	切妻、棧瓦葺き (前面庇銅板葺き)	
外壁	波トタン	
建具	サッシ、木枠ガラス戸	
整備年	未整備	
所有者	個人	

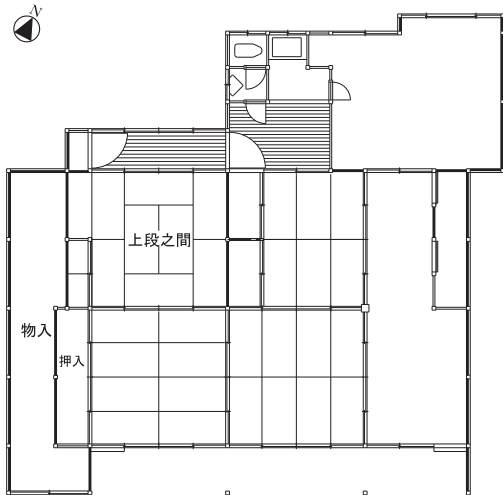


図3-12 塚本家住宅平面図



写3-8 塚本家住宅 (平成26年撮影)

No名称	S-3 取口屋(口取宿)	<p>南北両側の軒下に庇がつき、南側の庇屋根の下には幅半間の広縁がある。街道に面した正面玄関及び窓はアルミサッシの引き戸になっている。昭和29年(1954)の建築で川越しが行われていた当時の建物ではないが、川越遺跡の家並みを形成している。</p>
構造	木造 平屋建	
寸法	間口3間半×奥行6間	
間取り	6畳(2)、8畳(1)	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	波トタン	
建具	サッシ	
整備年	未整備	
所有者	個人	

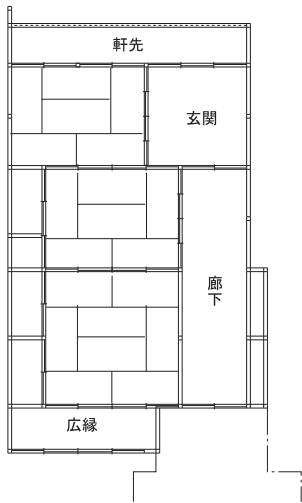


図3-13 取口屋（口取宿）平面図

写3-9 取口屋（口取宿）（平成26年撮影）

No 名称	S-5 六番宿	現在は渡り廊下で台所、風呂、トイレのある別棟とつながっている。建物の南側に近隣の住民が共同で使用した仲間の井戸が保存されている。
構造	木造 平屋建	
寸法	間口4間半×奥行4間	
間取り	6畳(3)、4.5畳(1)	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	引戸・藪戸	
整備年	昭和55年(1980)	
所有者	個人	

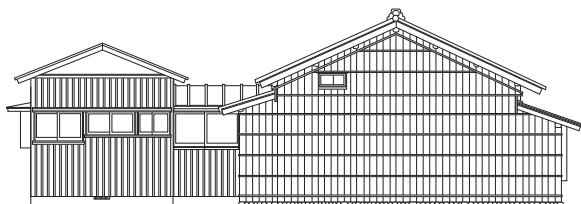
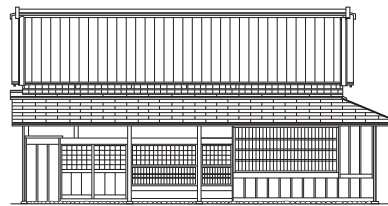
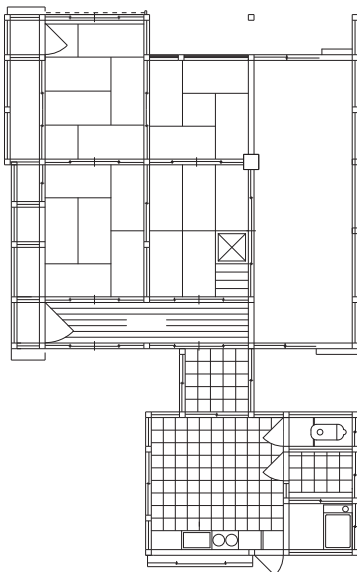


図3-14 六番宿平面及び立面図

No名称	S-8 三番宿	<p>復元整備され、正面と側面は当時の雰囲気を残すいっぽう、裏は土間奥に風呂場とトイレが増築されている。</p> <p>かつての所有者が保管していた明治28年の登記書類の写しでは、間口、奥行とも6間3尺の居宅のほか、厠、物置など3棟が記されており、現在の造作とは大きく異なっている。かつての所有者の話では、家の造作は元々西側に1間半ほど続いていたが、土地の売買により現在の形になったと言ひ、それが地籍図の分筆状況とも一致している。</p>
構造	木造 平屋建	
寸法	間口5間半×奥行6間半	
間取り	8畳(2)、6畳(4)	
屋根	切妻、棧瓦葺き (前面軒銅板葺き)	
外壁	板壁	
建具	引戸、藪戸	
整備年	昭和48年(1973)	
所有者	市	

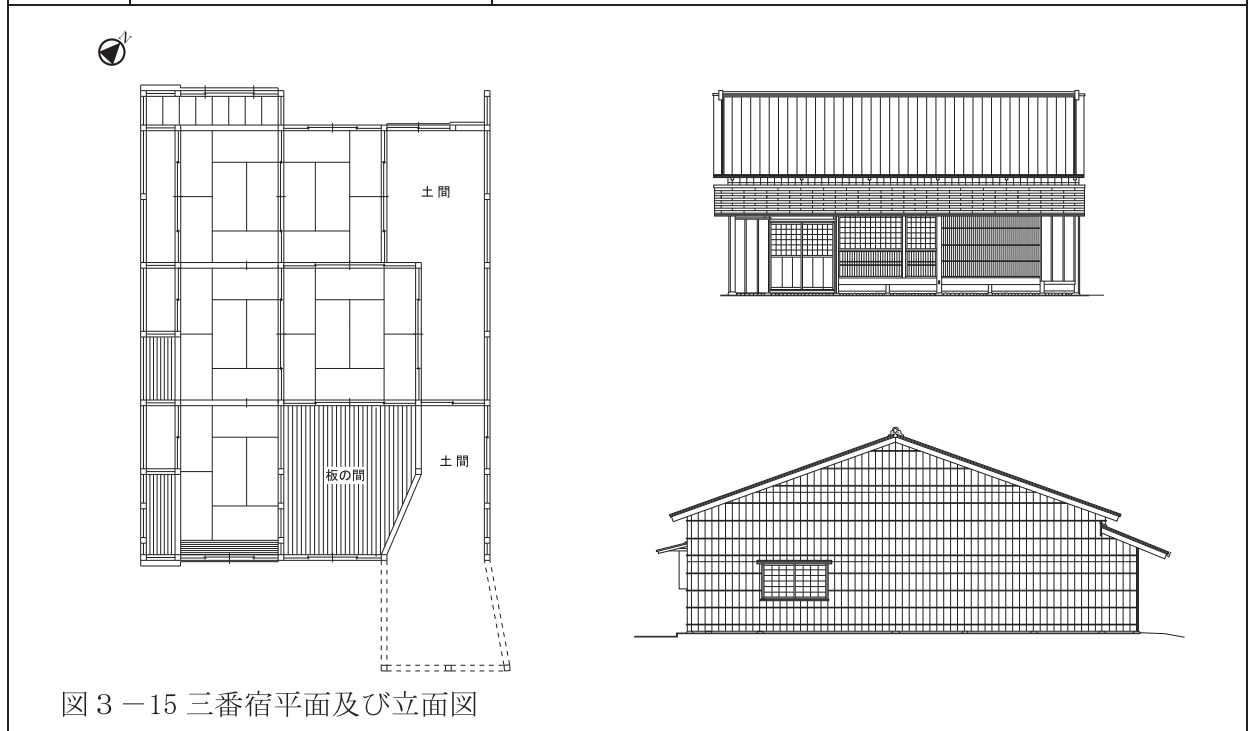


図3-15 三番宿平面及び立面図

No名称	S-9 荷縄屋	<p>建物は昭和3年(1928)の建築で、昭和初期の住宅建築の形態をよく残している。地籍図の状況から建物東側の一部は、かつて西隣の三番宿の地所であったことが推定される。</p>
構造	木造 平屋建	
寸法	間口4間半×奥行4間半	
間取り	6畳(3)、4畳(1) 3畳(1)	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	木枠ガラス戸	
整備年	未整備	
所有者	個人	

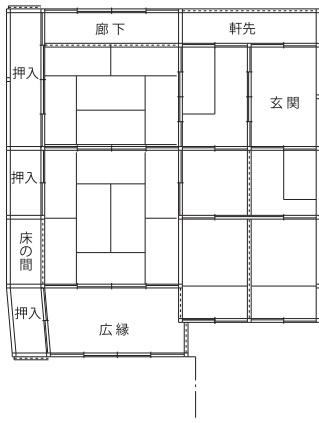


図3-16 荷縄屋平面図

写3-10 荷縄屋 (平成26年撮影)

No 名称	S-10 仲間の宿	街道に面した屋根の軒下に銅板葺きの庇がつき、その庇下の西側に便所と長さ2間の廊下が加わっている。また、建物の南側には元々6畳の部屋を3畳2間に分割した部屋があり、さらにその南側3畳ほどの広さの台所と風呂場がついている。外壁は板壁で、街道に面した部分は雨戸と障子戸の建具となっている。現在、建物の中で川越人足がかつて使っていた「権蔵わらじ」の紹介を行っている。
構造	木造 平屋建	
寸法	間口5間半×奥行4間	
間取り	8畳(2)、6畳(1)、3畳(3)	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	引戸	
整備年	昭和46年(1971)	
所有	市	

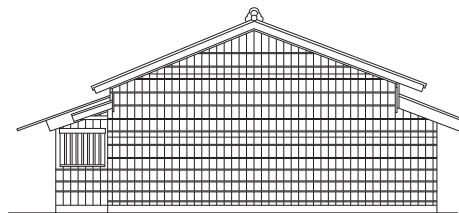
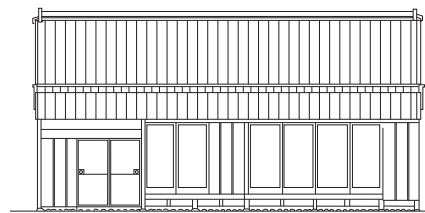
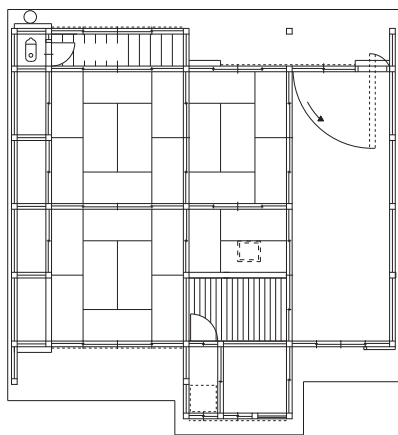


図3-17 仲間の宿平面及び立面図

No名称	S-11 旧立合宿	この建物は川越遺跡内で大火があった慶応2年(1866)以降に建てられ、その後大正9年(1920)に稲荷町に移築されて現在に至っている。建物調査から、8畳の小屋裏2階が確認されている。
構造	木造 2階建	
寸法	間口3間×奥行7間	
間取り	1階 8畳(2)、6畳(1) 2階 8畳(1)	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	引戸	
整備年	未整備	
所有者	個人	

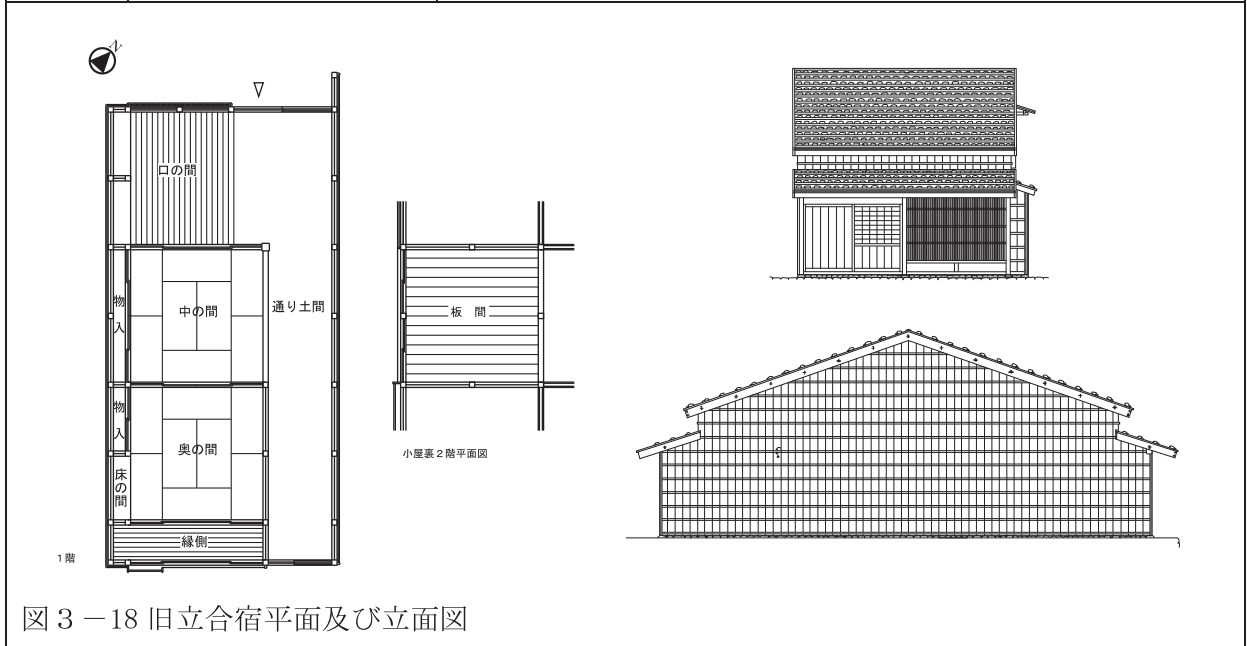


図3-18 旧立合宿平面及び立面図

No名称	S-12 札場	街道に面した西側の座敷は一部玄関と土間が入りこむ形になっており、川越人足が旅人から受け取った油札・台札を換金する帳場が設けられている。復元に伴って、南側の軒下からトタン葺の屋根を2間延ばして新規に作られ2部屋がある。 現在、建物内部で定期的に機織教室が行われている。
構造	木造 平家建	
寸法	間口5間半×奥行7間半	
間取り	9畳(1)、8畳(2)、 6畳(3)	
屋根	切妻、棧瓦葺き (前面軒銅板葺き)	
外壁	板壁	
建具	引戸、蔀戸	
整備年	昭和49年(1974)	
所有者	市	

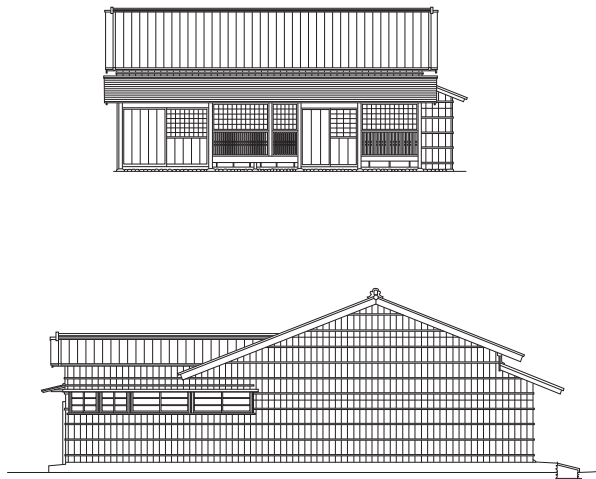
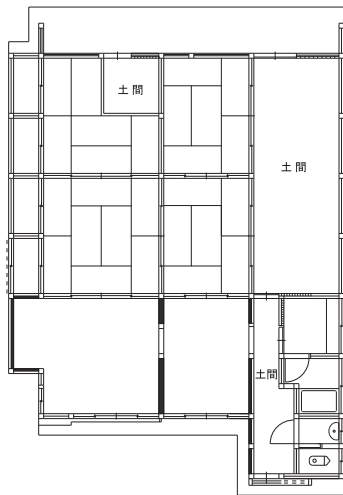


図3-19 札場平面及び立面図

No名称	S-17 和泉(泉)屋	<p>街道に面した戸や窓はアルミサッシとなっているが、茶色を基調とし、景観に配慮したものになっている。</p> <p>和泉屋は古くからの家で、弘化2年(1845)の川越しに関する古文書を所有していたとされ、農業を営むほか商人宿としてこの家と関わりのある商人を泊めることもあったと言われている。明治以降は半農半商で、酒やたばこの販売も行っていた。</p> <p>平成21年(2009)に火災で焼失し、再建して現在の姿となった。</p>
構造	木造 2階建	
寸法	間口3間半×奥行4間	
間取り	—	
屋根	切妻、棧瓦葺き	
外壁	板壁	
建具	サッシ	
整備年	未整備	
所者	個人	

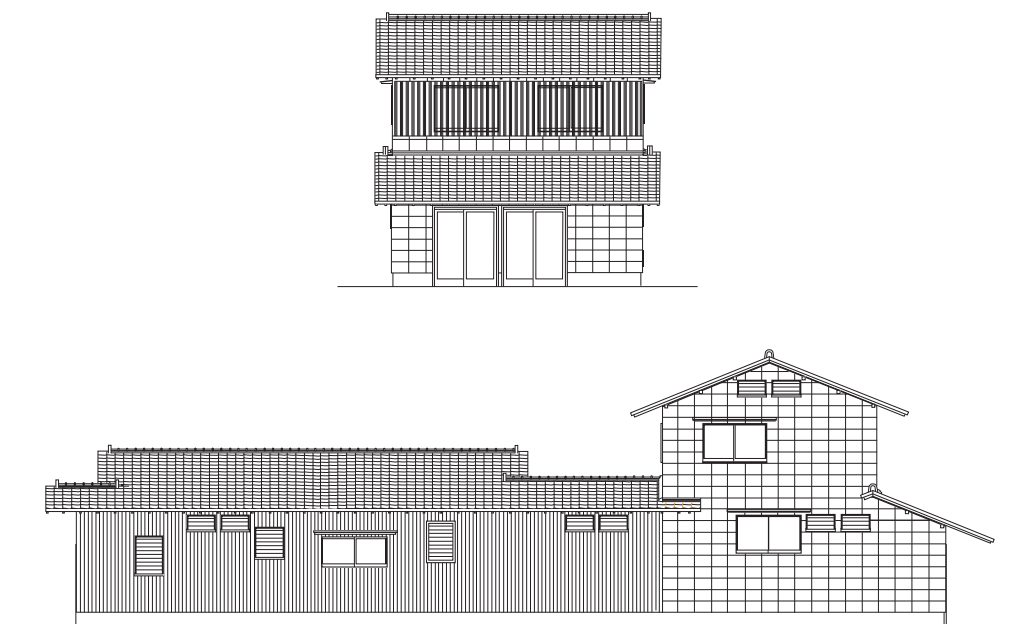


図3-20 和泉(泉)屋立面図

第7節 景観調査

川越遺跡の景観調査については、「江戸時代後期から明治前期」、史跡指定が行われた「昭和40年代」、そして「現在」の3期に分けて行った。

江戸時代後期から明治前期の川越場の様子については、『東海道分間延絵図』や、第4節の地籍調査で取り上げた明治17年の「旧地籍図」などの絵画資料と、『東海道宿村大概帳』などの文献資料の記載をもとに景観を推定した。また昭和40年代の景観については、史跡指定当時の書類などに添付されていた写真や地域住民の証言をもとにし、川越遺跡の景観の変遷を以下にまとめた。

1 江戸時代後期から明治前期の景観

- (1) 街 道 ゆるやかに蛇行する。現在の指定地より東は、道の両側に松が植えられていた。指定地内で建物が建っていない場所にも松などの樹木が植えられていたことが札場の西の榎などから推測される。石組みの側溝については、当時からあったか否かは不明である。なお、善太夫嶋堤（せぎ跡）から西は川原で、その先に大井川が流れていた。
- (2) 橋 西から内川（会所上）土橋（長さ2間1尺、幅3間）、久兵衛前土橋（長さ5尺、幅3間）、三太郎西（上）土橋（長さ5尺、幅3間）があった。
- (3) 堤 高土手 指定地の東の塚本家の西隣（高さ1.8m、幅5.4m）。
島田大堤 高さ2.4m、馬踏み3.6～5.4m、敷き幅12.6～14.4m。松の植栽あり。
善太夫堤 高さ1.8m、馬踏み1.8m、敷き幅6.3m。松の植栽あり。
- (4) 建 物 街道に面して川会所や番宿等の川越し関連の建物と農家等の建物が混在していた。和泉屋及び立会宿以外は平屋建て。棟の方向については、幕末から明治初めの時期は街道と平行な建て方であったと考えられるが、19世紀前半には街道に対して直角方向に建てられていた建物があった可能性もある。
- (5) 後背地 川会所の北に竹藪があり、稻荷神社・旧桜井邸などの周囲に屋敷森があった。街道の南側の建物の南側後背地は田圃が広がっていた。
- (6) その他 街道を東に向かって見た際、東北東の方角に富士山が見えた。

2 昭和40年代の景観

- (1) 街 道 街道の形態としては、街道東側から緩やかに蛇行する形態を保ち、両側に建ち並ぶ軒の低い家並みの形態とともに、全体的な景観としては往時の面影が残る。
道路は薄いアスファルト舗装が施されているが、道路と家屋の間には砂利敷きが目立ち、道の両端には石組みの側溝が設けられ、玄関先の出入り口は木板で側溝を覆い通路としている。家屋の間を縫って木製の電柱が建てられている。街道の西側では、大井川の新堤防（現県道河原大井川港線）が明治時代に造られて川越場を分断しており、街道西側から堤防敷きに通じる通路は砂利敷の坂となっていた。街道の両側の松並木は既に無く、向島町を過ぎた

付近の東海パルプ(株)(現特種東海製紙島田工場)敷地境に昭和30年代後半まで松並木がわずかに残っていた。

(2) 橋 内川土橋、久兵衛前土橋、三太郎西土橋は一部コンクリート製となり、しだいに土橋の景観が失われつつある。

(3) 堤 高土手 戦後に削平され、道路と一部水田となっていた。

島田大堤 街道の北側の堤上にあつた松並木は第二次大戦中に油をとるため伐採され、戦後に植えられた桜並木となっている。南側に延びる堤についても一部残存し、その先は東海パルプ(株)工場内となり削平されている。

善太夫嶋堤 街道北側は削平され田畑となった。南側もほとんどが削られて道路敷きとなり、街道に面した一部の場所に「せぎ」の石積みが残っていた。その上部は雑木が生い茂り、かなり荒れた状態であった。

(4) 建 物 明治3年以降の川越遺跡内の街道に面した建物の状況は、昭和40年代になると川越し関連施設以外の空間地にあつた松並木や並木敷きは取り除かれ、ほぼ空地が無いほど以前の農家から一般住宅へと除々に建て替えられている状況にある。

以下、当時の指定地の建物の状況について、残された写真資料と航空写真資料を基に概観する。全体的な建物の形態としての共通点は、川越し時代以降、明治から戦前に建て替えられた建物が現存し、十番宿跡(明治13年建築・復元前)や川会所跡、取口屋(口取宿)跡に代表されるように街道に併行した間口を有し、軒の低い瓦葺きの屋根の形態のものが多く見受けられる。これらの建物は江戸時代(幕末)には板葺きの屋根であったと考えられ、明治以降の改修で軒の低い屋根の勾配の形態を残したまま瓦葺にしたものと推測される。建具にしても同様なことが言え、蔀戸や障子戸、格子戸(九番宿・十番宿跡・川会所跡・七番宿・三番宿跡・荷縄屋跡・仲間の宿跡)が残り、まれにガラス戸が見られる(六番宿跡)。また、このころになると、建物の前に低い垣根を設けたり(九番宿跡)、ブロック塀が設置されたり(十番宿跡)している。二番宿跡については聞き取り調査で、建物の東側に下屋を設け馬力小屋として使用され、十番宿跡の間の道路に張り出している状況もうかがえる。このころすでに立会宿跡は、大正9年(1920)に稲荷町に移転して空地となっている。和泉屋跡は唯一瓦葺の二階建てが確認できる。

その他指定地以外の建物については、昭和30年代後半から40年代、50年代初めにかけて徐々に建替えが行われており、その時代の改築は五番宿跡の例に代表されるように突出した破風をつけた玄関や広い縁側を設けるなど、軒の低い屋根をそのまま利用する方法ではなく新しいタイプの建物に建て替えられるようになる。

このような建物の形態の急激な変化により、文化庁が川越遺跡の保存や景観をこれ以上損なわれないようにと、史跡指定を行なったものと想像できる。

(5) 後背地 街道に面して密集して建てられた建物の北・南側には水田が広がり、善太